

| 第6回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨 | |
|-----------------------|--|
| 日 時 | 平成 25 年 12 月 18 日（火曜日） 19 時 00 分～21 時 00 分 |
| 会 場 | 太宰府市役所 4 階大会議室 |
| 公開・非公開 | 公開（傍聴 11 人） |
| 出席者 | 嶋田暁文 出水 薫 有吉耕造 上田節子 高瀬昭登 田中立夫 福廣和美 藤本史子 水本正人 森田正嗣 山村賢三 渡邊美穂（敬称略） |
| プログラム | 1、開会 2、会長挨拶 3、報告 4、議事 議事 1 まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について 5、閉会 |
| 協 議 | <p>質疑応答</p> <p>（事業者の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者「等」を入れる。 <p>（市の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長の役割と、職員の役割、及び市政運営の仕組みを区別して議論する必要がある。市民会議の要素を分解・整理し再検討する。（他市事例提示） <p>（市長の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性と客観性を確保するためには、それを判断する基準が事前に必要となり、この条文だけでは規定できない。「透明性と客観性をどのように確保するか」は「市政運営の仕組み」にて規定する。 <p>（市民参加における市の役割と責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で提案された市民会議の素材は、「コミュニティに参加」の規定になっているため、日田市第 21 条を参照する。 ・「公正かつ透明な市民参画の機会を創出すること」の細目は他の事例にゆだねる書き方とする。 <p>（審議会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会だけが市民参加の方法ではなく、審議会は専門性を必要とする機関であるため、「何割を市民公募とする」などの規定は望ましくない。 <p>→他市事例を参考に整理する</p> <p>（パブコメ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブコメは、意見が出やすいように分かりやすい資料をつくり、判断材料を十分に提供すること、どこが論点なのかを明らかにしていくことなどを規定する必要がある。 <p>→次回、パブコメの確認から始める</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録は委員の承認を得て、公開する |
| 予 定 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 7 回審議会： 平成 26 年 1 月 29 日（水）19 時～ 於 4 階大会議室 ・第 8 回審議会： 平成 26 年 2 月 5 日（水）19 時～ 場所は後日案内 ・第 9 回審議会： 平成 26 年 2 月 26 日（水）19 時～ 場所は後日案内 |